

八街市健康づくり推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、地域住民に密着した総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、八街市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、健康づくりに関する次の各号に掲げる事項について審議企画する。

- (1) 健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画に関すること。
- (2) 健康診査及び健康相談事業に関すること。
- (3) 総合保健センターの運営に関すること。
- (4) 健康づくりに関する知識の普及増進に関すること。
- (5) その他市民の健康づくりに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

- 2 委員は、保健所等の関係行政機関、医師会等の保健医療関係団体、福祉関係団体、地区の衛生組織、学校並びに事業所等の代表者、八街市保健推進員、学識経験者及び公募の市民のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは解任するものとする。
- 5 補欠等により新たに委嘱された委員の任期は、現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 協議会において必要と認めるときは、市職員その他関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、市民部健康増進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、昭和53年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月3日告示第3号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。